

相続税の課税方式に関する理論的考察

—取得税方式への回帰に向けて—

調査部 研究員 立岡 健二郎

目 次

1. はじめに
 2. 遺産税方式と取得税方式
 - (1) 課税根拠
 - (2) 機能面の特徴
 3. わが国の現行課税方式とその問題点
 - (1) 法定相続分方式
 - (2) 現行方式が導入された背景およびその問題点
 - (3) 課税方式を巡る最近の議論の展開
 4. 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置付け
 - (1) 三木 [1995] 「財産元本への課税は所有権の侵害」
 - (2) マーリーズ・レビュー [2011] 「機会の平等こそ政策目標」
 - (3) 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置付け
 5. おわりに
- 【補論1】 わが国の年間相続資産額の推計
- 【補論2】 諸外国の動向

要 約

1. 1月24日、自民、公明両党は『平成25年度税制改正大綱』を決定した。相続税に関しては、最高税率の引き上げ、および基礎控除の引き下げなど課税強化を中心とする内容となっている。

もっとも、これらは、あくまで現行制度の枠組みのもとにおける変更にとどまっており、かねてより指摘されてきた制度そのものの問題点に根本的に応えるものとはなっていない。今後、相続事案が確実に増えるなか、この問題点はより一層看過できなくなる。また、少子高齢化が進み、富が高齢世代に偏在するなか、高齢世代から現役世代への富の移転ともなる相続税には、税収確保の観点のみならず、世代間の公平性確保の観点からも、期待が大きくなっている。

そうしたなか、制度の枠組みそのものの見直しを含めた本格的な議論が期待されている。本稿では、それに先立ち、相続税の課税方式を中心に制度の在り方について論じる。

2. 相続税は理論的に「遺産税方式」と「取得税方式」に分けられる。遺産税方式の納税義務者は被相続人であり、取得税方式の納税義務者は相続人である。両者に共通する特徴は、納税義務者の間で、大きな経済力をもつ人が多く負担するという垂直的公平性、経済力が等しい人同士が等しく負担するという水平的公平がともに確保される点である。

逆に、異なるのは、遺産税方式が、①遺産分割の形が税収に対して中立的である、②遺産分割の形に法律や税制面から関与するのが難しいため、相続人の意思が尊重されやすいのに対し、取得税方式は、(1) 富の集中が抑制されやすい反面、税収に対する下方バイアスをもつ、(2) 遺産分割の形に法律や税制面から関与しやすいため、被相続人の意思が制限されやすいという点である。

近年、遺産税方式は世代間の公平性確保と絡んでわが国で脚光を浴びてきた。

3. わが国では現在「法定相続分方式」と呼ばれる方式が採用されているが、これは相続人を納税義務者としつつも、遺産税方式、取得税方式のいずれにも分類されないユニークな方式である。トータルの税額が遺産額と法定相続人の二つの要因に基づいて決まり、個々の相続人の税額は各人の相続財産だけでなく、遺産額にも影響を受けるという特徴をもつためである。

わが国はかつて取得税方式を採用していたこともあったが、税務執行上の理由、および、当時の社会・経済的状況が斟酌され、現行の方式になった。

4. 今後、相続税制の在り方を巡る議論においては、取得税方式への回帰を有力な選択肢として検討すべきであろう。

第1に、かねてより指摘されているように、現行の法定相続分方式では、相続人の間で水平的公平性が保たれないためである。第2に、かつて取得税方式を見直した背景のほとんどが今日では問題となくなっていると考えられるためである。第3に、わが国では、相続に対して、被相続人の意思の尊重よりも、社会政策的な意味をもたせる傾向が見受けられるため、遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいと思われるためである。さらに取得税方式であっても、設計如何によって世代間の公平性確保という目的は達成可能である。

5. 本稿では、以上のような理論的考察に加えて、より現実的な側面から二つの補論を付した。

一つは、わが国の年間相続資産額の推計である。本稿の推計では、約37兆円となった。もう一つは、諸外国の相続・贈与税の動向である。相続・贈与税を廃止・縮減している国における背景などを整理した。

1. はじめに

1月24日、自民、公明両党は『平成25年度税制改正大綱』を決定した。相続税に関しては、最高税率の引き上げ、および基礎控除の引き下げなど、課税強化を中心とする内容となっている。現行では課税対象となる相続財産のうち3億円を超える部分に最高税率50%が適用されているが、同6億円を超える部分に新たに最高税率55%が適用されることになる(注1)。また、課税対象の遺産から差し引くことができる基礎控除は、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から4割縮減され、「3,000万円+600万円×法定相続人数」となる。税率や税率区分といった税率構造が見直されるのは2003年度改正以来になるが、基礎控除に関していえば、1994年度改正以来の見直しになり、実に約20年ぶりのこととなる。

今回の改正案を評価すると、その方向性は妥当なものといえよう。なぜなら、今後の消費増税によって低所得者ほど税負担が相対的に重くなるとみられるほか、バブル崩壊以降、地価の下落が続いてきたにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきたためである。改正により、税収は2,000億円超増え、課税割合(課税件数/死亡者数)も現在の4%程度から6%程度に上昇する見通しである(注2)。

もっとも、これらは、あくまで現行相続税制の枠組みのもとにおける変更にとどまっており、かねてより指摘されてきた制度そのものの問題点に根本的に応えるものとはなっていない。なかでも問題とされているのが納税義務者を被相続人とするのか相続人とするのかといった課税方式の在り方である。実際、自民党政権下の2007年～2009年、現行の課税方式は、相続人を納税義務者としつつも、相続人の取得財産に応じた課税が徹底されないため、相続人ごとの課税を徹底する方式に回帰させるべきという議論がなされていた。

こうした現行相続税制が抱える問題は、今後、相続事案が確実に増えるなかでより一層看過できなくなろう。また、少子高齢化が進み、富が高齢世代に偏在するなか、高齢世代から現役世代への富の移転ともなる相続税には、税収確保の観点のみならず、世代間の公平性確保の観点からも、期待が大きくなっている。

今回の税制改正大綱は、自民党が政権に復帰してから間もなかったため、抜本的な改革にまで踏み込めなかったのはやむを得ないが、次期『税制改正大綱』以降、相続税制の枠組みそのものの見直しを含めたより本格的な議論が期待されている。本稿では、それに先立ち、相続税の課税方式を中心に制度の在り方について論じる。構成は次の通りである。

まず、納税義務者をそれぞれ被相続人、相続人とする課税方式(遺産税方式、取得税方式)について、その特徴などをみる。次に、わが国が採用している方式(法定相続分方式)について解説し、その問題点を整理する。最後に、取得税方式を支持する国内外の二つの論文を紹介しつつ、現行方式から取得税方式に回帰させることの意義を検討する。

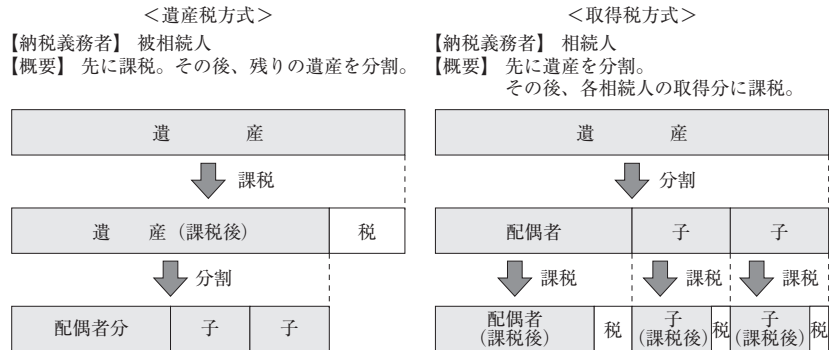
(注1) 相続財産のうち2億円超から3億円までの部分に適用される税率も、現行40%から45%に引き上げられる。

(注2) 税収の見通しは、財務省による増減収見込額をもとにした。課税割合の見通しは、報道ベースの数値。

2. 遺産税方式と取得税方式

はじめに相続税の課税方式について簡単に説明しよう。課税方式を理論的に大別すると、遺産税方式と取得税方式が存在する(注3)。遺産税方式は、遺産そのものを課税対象とし、遺産の移転者、すなわち被相続人または遺贈者(以下、被相続人)が納税義務を負う

(図表1) 遺産税方式と取得税方式の概念図(配偶者+子二人の場合)



(資料) 日本総合研究所作成

(注4)。他方、取得税方式は、相続財産を課税対象とし、原則、遺産を受け取る人、つまり相続人または受遺者(以下、相続人)が納税義務を負う(図表1)。

世界的にみると、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった英米法系の諸国は前者を採用(もしくは廃止時まで採用)する傾向にある(図表11も参照)。一方、ドイツ、フランスなどその他の多くの国々は後者を採用している。ただし、これらはいくまで理論的な枠組みであり、わが国をはじめ明確に分類できないケースもある。以下、遺産税方式、取得税方式それぞれにおける課税根拠、公平性をはじめとする機能面での特徴について説明しよう(図表2)。

(1) 課税根拠

遺産税方式では被相続人の財産に課税するが、それはいかなる理由で正当化されるのであろうか。その根拠として最も一般的に語られるのが「被相続人の生前所得の清算」という説であろう。すなわち、被相続人が生前に税制上の特典や自らの租税回避で軽減されてきた税負担を清算するという考え方であ

(図表2) 遺産税・取得税方式の課税根拠と機能面の特徴

	遺産税方式 (被相続人が納税義務者)	取得税方式 (相続人が納税義務者)
◆親和性の高い課税根拠	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人が生前に税制上の優遇などで享受した税負担軽減分を清算する 被相続人の老後扶養のために社会が負担してきた分を清算する 富を再分配する(世代間の公平・格差是正に焦点) 	<ul style="list-style-type: none"> 相続による遺産取得は、無償所得であり、相続人の担税力を増加させる 富を再分配する(現役世代内の公平・格差是正に焦点)
◆垂直・水平的公平性	・(被相続人の間で)確保される	・(相続人の間で)確保される
◆富の集中の抑制機能	・低い。遺産分割を促進するような誘因なし	・高い。累進税率の場合、遺産がより多くの相続人に、より均等に分割されるほど、税総額が減るため、遺産分割が促進される
◆税取との関係	・中立的。税額は基本的に遺産額に応じて決まり、遺産をどう分割したかによって税額が変わることはない	・下方バイアスがある。遺産分割が進むと、税取は減るため。また、実際より多くの分割を装うなどの脱税行為が起きる恐れ
◆税務行政の負担	・軽い。被相続人の遺産額のみ調査・把握すればよい	・重い。全ての相続人とその取得財産を調査・把握する必要

(資料) 各種資料をもとに日本総合研究所作成

る。この説は米英ではback tax theoryとして知られている。

わが国においては、こうした説に加えて「老後扶養の社会化に対する還元」という説も受け入れられている。これは、社会保障制度の充実とともに家族ではなく社会が高齢者の老後を支える世の中になりつつあるため、相続の際、高齢者に資産の一部を社会に還元してもらうという考え方である。こうした考え方は、国家は生存中の被相続人に様々な利益を提供してきたのであり、したがって相続を受ける権利を有するという国家共同相続説（相続参加説）の一種とみることも可能だが、その「利益」を老後扶養に限定している点は世界的にみても珍しい。実際、わが国でも、2000年代以降徐々に広まってきた比較的新しい考え方であり（注5）、少子高齢化が急速に進み、世代間格差に注目が集まるわが国特有の事情を強く反映したものと推察される。

他方、相続人の相続財産に課税することになる取得税方式の場合、「相続人の無償稼得に対する課税」という説が課税根拠として最も一般的である。これは、相続財産を相続人の所得とみなし、そこに相続人の税負担能力（担税力）の増加を見出して課税するという考え方である。相続税を所得税の補完税と捉える見方ともいえる。

また、遺産税方式と取得税方式に共通して、「富の再分配」も重要な課税根拠の一つとされる。ただ、「富の再分配」といっても、それぞれの方式で想起させるものが異なる。遺産税方式では、一般的に高齢者（の遺産）に課税する形式になるため、「富の再分配」は、高齢世代と現役世代との「世代間の公平・格差是正」という意味で理解されやすい。わが国では、とりわけその傾向が強く、後述するように、民主党が遺産税方式を支持したのもこの世代間の格差是正があった。他方、取得税方式では、現役世代（の相続人の取得財産）に課税する形になるため、「現役世代内の公平・格差是正」という意味で捉えられやすい。

(2) 機能面の特徴

次に、遺産税方式と取得税方式について、公平性、富の集中抑制、税収、および税務執行の四つの観点から比較しよう。

(a) 公平性の観点

公平性は税の基本原則であるが、より大きな経済力（担税力）をもつ人がより多く負担するという垂直的公平性と経済力が等しい人同士は等しく負担するという水平的公平性が代表的な原則である。遺産税方式、取得税方式のどちらにおいても、納税義務者の間では、垂直的公平性、水平的公平性ともに確保される。遺産税方式では、垂直的公平性が確保されないと指摘されることがあるが、それは「相続人」に着目した場合であり、納税義務者である「被相続人」の担税力を基準にすれば、垂直的公平性は確保される。

(b) 富の集中抑制の観点

富の集中を抑制するという点では、取得税方式の方が遺産税方式より優れているといわれる。相続税には、所得税と同様に累進税率が適用されることが多く、課税対象となる金額が高くなればなるほど、

より高い税率が適用される。そのため、取得税方式では、一人の相続人に全財産を相続させるよりも、複数の相続人に、それも均等に相続させた方が、全体としてみた場合の税額が少なくなる。したがって遺産分割が促進されやすい。それに対して遺産税方式では、遺産分割に先だって課税されるため、遺産をどのように分けようともトータルの税額そのものが変わることはなく、遺産分割が促進されることもない。

(c) 税収の観点

税収との関係でいえば、遺産税方式は、税収に対して中立的である。これは、上記 (b) で述べたことを税務当局の側から捉えることになるが、遺産税方式では基本的にトータルの税額が遺産額のみに応じて決まるため、被相続人が誰にどれだけ相続させるかの決定が税収に影響を及ぼすことはないということである。一方、取得税方式では、被相続人が遺産を広く、価値均等に分配することで税収は少なくなる。さらに、遺産分割に関して事実と異なる申告を行い税負担の軽減を図るといった行為が行われる可能性もある。そのため、取得税方式は、税収に対して下方バイアスをもつ。

(d) 税務執行の観点

遺産税方式の方が税務当局の執行負担は軽い。遺産税方式では、税務当局が被相続人の遺産額のみを調査すればよく、遺産分割に先立って税額が定まる。納税者の立場からみても、仕組みがシンプルでわかりやすい。反面、取得税方式では、税務当局が遺産が誰にどう相続されたのかを調査し、かつ相続人ごとの税額を算出しなければならないため、税務当局の負担は重い。当然、税額も遺産が実際に相続された後でなければ確定しない。

(注3) 正確な名称は、それぞれ遺産課税方式、遺産取得税方式である。

(注4) もっとも、故人が納税することは現実的に不可能なため、被相続人に代わって遺言執行人または遺産管理人が納税義務者とされることが多い。

(注5) 税制調査会答申のなかにこのような考えが登場したのは、2000年の答申「わが国税制の現状と課題」からであろう。そこでは、以下のように述べられている。「公的な社会保障が充実してきているなかで、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当である。」

3. わが国の現行課税方式とその問題点

上記の理論的整理を踏まえ、わが国の現行の課税方式について説明しよう。

(1) 法定相続分方式

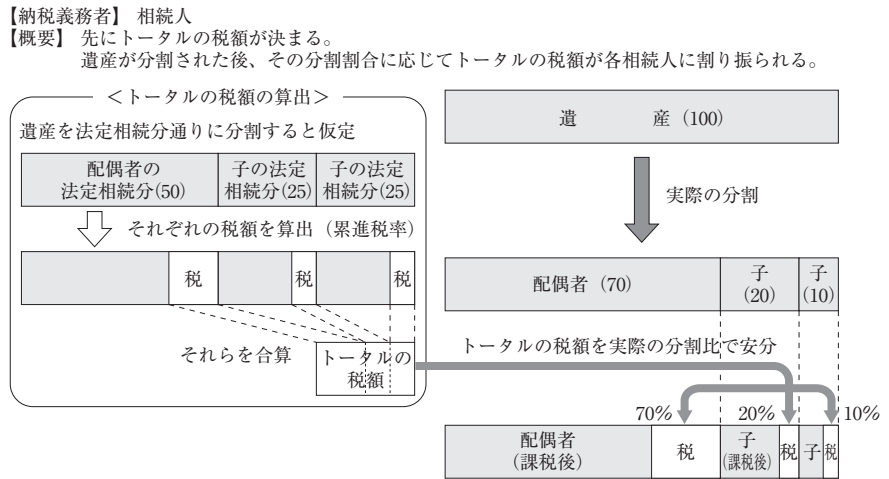
わが国の課税方式は、法定相続分方式と呼ばれている(注6)。この方式は、相続人が納税義務を負い、相続人が取得した財産額に基づいた課税がなされるため、取得税方式と理解されることもあるが、正確に言えば遺産税方式、取得税方式のいずれにも分類されないユニークな方式である。この方式では、取得税方式と違い、相続人ごとの課税が徹底されず、相続人の税負担が各相続人の相続財産だけでなく被相続人の遺産額にも影響を受ける。

なぜこのようなことになるのか。法定相続分方式では、はじめに共同相続人が全体として負担すべき

トータルの税額が決まり、それを個々の相続人に割り振る仕組みになっているためである（図表3）。トータルの税額は、遺産額と民法が定める法定相続人という二つの要因に基づいて決まり、遺産を法定相続分に従って仮分割し、それぞれに累進税率を乗じたものを合算することにより算出される。個々の相続人の税額は、トータルの税額を各相続人が実際に取得した財産額で安分することにより算出される（注7）。

（図表3）法定相続分方式の仕組み（配偶者+子2人の場合）

このように、法定相続分方式は、相続人を納税義務者としながらも、相続人ごとの課税が徹底されないという欠点をもつ一方、トータルの税額を遺産額と法定相続人という恣意性の入り込む余地の少ない要因によって確定できるという利点をもつ。



（資料）日本総合研究所作成

(2) 現行方式が導入された背景およびその問題点

このようなユニークながらも複雑な方式が採用されることになった理由を掘り下げるために、まず法定相続分方式が導入された経緯について簡単に触れておこう。

(a) 法定相続分方式導入の背景

わが国は、1947年に民法を改正した。それに伴い、相続制度については家督相続を廃止し、共同相続人の相続分を均等とする均分相続を相続の原則に定めた。さらに1950年度の税制改正では、アメリカのカール・シャープを団長とする使節団がまとめた税制報告書（シャープ勧告）の指摘に基づき、相続税の課税方式を従来の遺産税方式から取得税方式へ転換した（注8）。

その後、1958年度の税制改正では、取得税方式に代わり法定相続分方式が採用された。わずか10年足らずのうちに課税方式を再度見直したのは、取得税方式を採用したことによる弊害を看過できなかったためとされる。1957年12月の税制特別調査会の答申では、取得税方式の欠陥として、①遺産分割の習慣が定着していないこと、②税負担を軽減するために分割を仮装して申告が行われていること、③農業用資産や中小企業の事業用資産は分割困難で税負担が重くなること、が指摘されている。これらは、税務執行上の理由、および、当時の社会・経済的状況を斟酌したものである。そのうえで、税制特別調査会は、複数の課税方式に関する試案を作成し、それぞれの長所短所について比較、検討を行った結果、法定相続分方式を最も適当と判断した。税制特別調査会は、その理由に関して、「遺産額と相続人の数という客観的事実により相続税額が決まり、しかも現行の制度を大幅にかえることなく実際の遺産分割の

程度により負担が大幅に異なるという現在の弊害を除去できるという点では最も合理的」と述べている。

(b) 法定相続分方式の問題点

こうして導入された法定相続分方式は、今日まで大幅に見直されることなく50年以上も維持されてきた。しかし、最近になって根本的な指摘がなされるようになってきている。例えば、2007年11月の政府税制調査会の答申「抜本的税制改革に向けた基本的考え方」では、法定相続分方式の問題点として、①必ずしも各相続人の相続額に応じた課税がなされないこと、②一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴課税する必要が生じること、③各種特例による税負担の軽減の効果が本来対象とする相続人以外にも及ぶこと（注9）、が指摘されている。

これらは、端的に言えば、法定相続分方式が純粋な取得税方式ではないことに起因する問題である。昭和32年当時においては、遺産分割の方法如何にかかわらずトータルの税額が定まる点において国情に合致するとされ法定相続分方式が取り入れられたが、今日では、その弊害として相続人単位での課税が徹底されず、相続人の税額が各人の相続財産以外の要因によっても左右されることが問題視されるようになったのである。なかでも最大の問題は、上記①に挙げた、必ずしも各相続人の相続額に応じた課税がなされないという点、つまり相続人の中の水平的公平性が保たれていない点であろう。

この点について具体例を挙げて説明しよう。仮に、被相続人の異なる、A、Bという二人の相続人がいたとしよう。相続人Aが遺産総額10億円の中の1億円を、相続人Bが遺産総額2億円の中の1億円をそれぞれ相続したとする。その場合、その他の条件が同じであれば、Aの税負担はBより重くなる。相続額が同じでも、もともとの遺産額の多寡によって税負担に違いが生じるのである。

(3) 課税方式を巡る最近の議論の展開

2007年11月の政府税制調査会答申で現行方式の問題点が指摘されたことを受けて、課税方式の在り方に関する議論が本格的にスタートした。2008年1月の『平成20年度税制改正の要綱』では、「相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。」として、議論の方向性が示された。さらに、同年12月の自民党の『平成21年度税制改正大綱』では、「各人の取得分に応じ個別に税額を計算する方式に改めることにつき検討を行ってきた。しかし、相続税の税額計算についての現行の方式は、約50年の長きにわたり定着してきた制度であり、その見直しは、課税の公平性や相続の在り方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題であり、さらに議論を深める必要があると考える。」と述べるなど、現行方式を取得税方式に回帰させる気運が政府内で高まっていた。

他方、この間、民主党は遺産税方式に見直すべきと主張していた。2008年12月の「民主党税制抜本改革アクションプログラム」では、その理由が次のように説明されている。「相続税については、『富の一部を社会に還元する』考え方にたつ『遺産課税方式』への転換を検討すべきである。相続財産は社会の存在を前提に形成されたものであり、また、その一部は社会保障給付が反映されているとも考えられる。格差拡大を抑制する観点からは、このように形成された相続財産の一部を社会に還元されることが適当であり、その意味では相続人が資産等を得た時点で課税するのではなく、遺産そのものに課税することが適切である。」つまり、ここでは、遺産税方式への見直しの根拠として、「老後扶養の社会化に対する

還元」が明確に打ち出されており、それと同時に世代間格差是正の意図にもじむ（注10）。

民主党は、2009年8月の衆院総選挙におけるマニフェストのなかで、「相続税については、『富の一部を社会に還元する』考え方に立つ『遺産課税方式』への転換を検討します」と掲げた。もっとも、その後、目立った進展はみられなかった。

（注6）正確には、法定相続分課税方式である。

（注7）より具体的な税額の算出方法は、以下の通りである。

- ① 被相続人の遺産額から基礎控除額を差し引く
- ② 上記①で求めたものを法定相続分通りに仮分割し、それぞれに超過累進税率を乗じる
- ③ 上記②を合算することによってトータルの税額を求める
- ④ 上記③で求めた税総額を各人の実際の相続分に応じて安分する
- ⑤ ただし、相続人が配偶者や1親等の血族以外の場合、控除前の税額に2割が加算される

（注8）遺産税方式は、相続税が創設された当初から採用されていた。課税上・行政上の便宜が大きかったためであるが、納税義務者が相続人であったことや被相続人と相続人の親疎に応じて3種類の税率区分を設けていたことなどから考えて、実質的には取得税方式であったといつてよい。

（注9）答申では、「現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることに留意する必要がある。」と述べている。

（注10）民主党税制調査会の公表資料やその主要メンバーの発言によると、遺産税方式への転換を検討する理由は、ここで挙げたもの以外に、被相続人の意志を可能な限り尊重する形で寄附の拡大を図ること、税制をシンプルにすると同時に税収を上げること、などもあるようである。

4. 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置付け

では、わが国が課税方式を見直す場合、遺産税方式、取得税方式のどちらを採用すべきであろうか。これまで述べてきたように、遺産税方式と取得税方式とを比較すると、それぞれに一長一短があり、優劣を明確につけるのは難しいように思える。しかし、実際には、国内外を問わず、取得税方式を支持する意見が優勢といえる。まず、その理由を明らかにするために、その見解を代表する三木 [1995] とイギリスの財政研究所がまとめたマーリーズ・レビュー [2011] を紹介しよう。

(1) 三木 [1995] 「財産元本への課税は所有権の侵害」

まず、三木 [1995] は、遺産税方式では相続税を正当化することができない一方、取得税方式においてはそれが可能であるとする。なぜなら、税とは新たに生じた経済的利益の一部について課されるものであって、財産の元本そのものに課税することは憲法が保障する所有権保障に抵触する恐れがあるためである。すなわち、被相続人の財産を課税対象とする遺産税方式はそもそも憲法上問題があり、したがって、どのような説明であれ、遺産税方式を正当化することは不可能ということになる。

他方、取得税方式における「相続人の無償稼得に対する課税」という説明は、税に対する上記の考え方にまさに合致しており、それゆえに取得税方式は正当化できる。言い換えるならば、「相続税の課税根拠は相続人が相続により新たな経済的価値を取得することに求められるべきであり、新たに取得した価値の一部を還元するものである限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しないと解される」のである。

(2) マーリーズ・レビュー [2011] 「機会の平等こそ政策目標」

次に、マーリーズ・レビューは、機会の平等を重んじる視点から不労所得である相続財産への課税、すなわち取得税方式を支持する。なぜなら、機会の平等の追求こそが政策の重要目標の一つであるということが国民の共通認識だからである。「能力や努力の差から生じる不平等は受け入れられるかもしれないが、機会の差から生じる不平等はそうでない。したがって、裕福な家庭に生まれたことにより享受できる利得を少なくするという目的において、世代間の富の移転に課税することは是認される。」つまり、「機会の平等という観点に照らせば、相続税は、被相続人が遺産をどの程度残したのかではなく、相続人が財産をどの程度受け取ったのかに焦点を当てた制度設計にすべきである」と主張する。

また、マーリーズ・レビューは、レシピエント（財産取得者）の立場からみた方がドナー（財産移転者）の立場からみるよりも相続税は正当とみなされやすいとする。すなわち、ドナーの立場からみると、誰も自らの財産を自らが選んだ相手に残す権利があり、その際に課税される正当な理由はない、あるいは稼得段階ですでに一度課税されているため、その残りの一部を貯蓄して築いた財産に課税するのは二重課税である、という論理が成り立つ。反面、レシピエントの観点からすると、勤労所得に課税されるのであるから不労所得に課税しないわけにはいかないと考えられるためである。

以上の理由からマーリーズ・レビューは取得税方式を支持し、イギリスが現行の遺産税方式から取得税方式に転換するよう提言する。

(3) 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置付け

三木 [1995] やマーリーズ・レビューに代表されるように、取得税方式を課税根拠や機能面から支持する声は強い。では、それにもかかわらず、米英が遺産税方式を採用しているのはなぜだろうか。この問いに対する答えは必ずしも明白ではないものの、これを考えることにより遺産税・取得税方式を新たな視点から捉えることができるだろう。

(a) 遺産税方式 ～被相続人の意思の尊重～

米英では、伝統的に財産の自由な処分を尊重する意識が強いとされる。これは、おそらく中世イングランドにおいて封建制度が発展したことと無関係ではない。国王の専制的な政治に封建領主である貴族が対抗するという歴史的展開のなかで、そのような意識が社会に次第に根づいていったものと考えられる。土地保有に関する封建的諸負担を回避するためや当時認められていなかった土地の贈与を可能にするために、ユースという、現在の信託制度の原型となる仕組みが考案され、それが社会的に広まって法的な裏付けを得るようになったのも（菅原 [1956]）、まさに財産に対する権利意識の高さを象徴する出来事といえよう。

このような背景のもと、イギリスでは、被相続人は遺産を自らの意思（＝遺言）に従って相続できる、すなわち、遺言にかなりの自由が認められることになったと推察される。そして、こうした考えは、アメリカに受け継がれ、アメリカでは、国家の個人に対する介入は最小限に抑えるべきであるという思想の影響も受けて、近代に入るまで遺言の自由が問題視されることはなかった（Beckert [2008]）。

つまり、米英は、財産権に対する意識が強いがゆえに被相続人の意思が尊重されやすく、遺言の自由

が相当程度認められる社会であるといえる。そして、そのような国において、遺産税方式を採用することは、それほど不自然ではない。なぜなら、被相続人の子などに一定の遺産を受け取る権利を認めたり、被相続人との親疎に応じて税率を柔軟に設定したりするのが容易な取得税方式と比べ、遺産税方式では、遺産を誰にどれだけ相続するかに関してそうした法律・税制面から関与するのが難しく、その意味で被相続人の意思は尊重されやすいといえるからである（図表4）。さらに、そうした形で死後も財産を自由に処分できる権利が与えられるのであれば、その人自身が納税義務を負うのも自然である。

ただし、財産権に対する意識が高い社会であれば、被相続人の財産に課税すること自体が財産権に対する侵害とみなされやすいのも事実である。これらの国では、相続税が国民からとりわけ不人気であるが、その背景にはこうした要因が存在すると考えられる（注11）。

（図表4）遺産税方式、取得税方式の制度上の特徴

	遺産税方式 (被相続人が納税義務者)	取得税方式 (相続人が納税義務者)
◆家族に配慮した柔軟な制度設計	・できない。ただし、配偶者などに控除を設けることは可能	・できる。配偶者・子に一定の遺産を受け取る権利を認めたり、被相続人との親疎に応じて税率や控除を設定したりすることが可能
◆被相続人の意思の尊重	・尊重されやすい	・尊重されにくい
◆家族や社会のあるべき姿の追求	・追求されにくい	・追求されやすい

（資料）各種資料をもとに日本総合研究所作成

(b) 取得税方式 ～家族や社会のあるべき姿の追求～

このように、被相続人の自由な意思を尊重する国においては、結果的に遺産税方式が受け入れられやすいと考えられる。他方、遺族に対する扶養をはじめ、家族や社会のあるべき姿を実現する社会政策の手段に相続を位置付ける国においては、取得税方式がより適するといえるだろう。なぜなら、取得税方式は、遺産税方式に比べ、被相続人の配偶者や子、その他の血縁上親しい人に対して遺留分や相続権を付与する、もしくは賦課税率を低く設定するなど、社会政策的な意図に沿った工夫を施しやすいためである。ただし、その場合、被相続人の意思の自由は制限される。

例えば、フランスでは、フランス革命における「自由、平等、友愛」というスローガンのもと、子供を出生順位や性別にかかわらず平等に扱うことが是とされた。それがフランス民法典において子に遺留分が認められ、逆に被相続人の遺言の自由が限定的なものとなった大きな理由であった（Beckert [2008]）。ドイツでは、近代に入って台頭してきた過度な個人主義を排するとともに、道徳が育まれる場としての家族を守ることが重視された。そのため、ドイツ民法典で法定相続人に義務分が認められ、結果として被相続人の意思が制限された（Beckert [2008]）。フランスやドイツで取得税方式が採用されたのも、そうした家族や社会に対する考え方が重んじられた結果であろう。

もちろん、被相続人の意思を尊重することと家族や社会のあるべき姿を追求することは二律背反ではない。その国や社会においてどちらにプライオリティーが置かれるのかという問題であり、それは時代によっても変わり得るし、何よりそれ自身が課税方式を決める決定的要因になるわけではない。実際、イギリスではかつて取得税方式を採用していた時期があり、アメリカでも取得税方式の特徴を備えた遺

産税方式を採っていたことがある。ただ、ここで強調したいのは、課税方式の在り方に関する議論は、被相続人の意思の尊重と家族や社会のあるべき姿の追及のどちらに重きをおくのか、突き詰めれば、相続を個人的なものとするか、社会的なものとするか、というところから始めなければならないということである。そうすることによってはじめて、課税根拠や機能の観点からの議論が意味をもつことになる。

翻ってわが国をみると、歴史的にみても、米英ほど財産の自由な処分を尊重する意識が強いわけではなかったと思われるし、現在の相続や相続税を巡る議論をみても、被相続人の意思の自由を広げるというよりはむしろ制限する方向にあるように見受けられる。それは、先に挙げた「老後扶養の社会化に対する還元」や「世代間格差の是正」という考え方が課税根拠として人々から共感を集めていることに表われているのではないか。そうした考え方は、相続の個人性を限定すると同時に相続をより社会的なものとする発想といえる。この観点からみれば、わが国では遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいように思われる。

(注11) その他の理由としては、租税回避や節税の問題があると思われる。信託が根づいている米英では、富裕層を中心に信託を利用した租税回避やタックス・プランニングが行われやすい。そのため、相続税はvoluntary tax（払いたい人が払う税）と呼ばれることもあり、中間層は余計に不満を抱くことになる。

5. おわりに

これまでの議論を踏まえると、わが国は、現行の法定相続分方式から取得税方式への回帰を改めて検討すべきである。

第1に、現行の法定相続分方式には、相続人の間で水平的公平性が保たれないという問題がある。これは、法定相続分方式が純粋な取得税方式ではないことに起因しており、はじめに遺産額などに基づいてトータルの税額が定まり、それが各相続人に割り振られる仕組みになっているためである。この問題を正すためには、純粋な遺産税方式、取得税方式のどちらかを選択するほかない。

第2に、わが国の今日の状況は、1958年当時から約50年の間に変化し、当時の取得税方式から法定相続分方式へ見直された理由に関して、そのほとんどが問題とされにくくなっていると考えられる。遺産分割の習慣は定着を見せ、税務当局の執行能力も向上した。さらに、労働者の多数が被雇用者で占められるようになり、事業承継税制も創設・拡充されている。理論により忠実な取得税方式への回帰を議論する素地の環境が整ってきたといえよう。

第3に、わが国では、相続の社会性が重視される傾向が見受けられ、遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいと思われる。加えて、課税根拠や機能の面でも取得税方式の方が優れているといえる。たしかに、わが国では近年、課税根拠として「老後扶養の社会化に対する還元」、「世代間格差の是正」という考え方が人々の共感と呼んでおり、そうした考え方によるならば、遺産税方式が支持されるのも道理であろう。しかし、「世代間格差の是正」については、取得税方式でも達成することが可能である。なぜなら、取得税方式は、形式的には相続人の取得財産に課税するものの、その相続財産も元をたどれば被相続人の遺産であり、実質的に被相続人の遺産に課税するのと等しいからである（注12）。その意味で、この課税根拠は遺産税方式を支持する有力な根拠になり得ないかもしれない。

いずれにしても、富が高齢世代に偏在し、少子高齢化が急速に進むわが国において、今後、相続税の重要性はますます高まるとみられる。そうしたなか、相続や相続税が社会にどのような影響を及ぼすのか、あるいは相続や相続税にどのような意味をもたせるべきかについても、改めて議論する必要性が増してくるはずである。本稿で扱った課税方式の在り方を巡る議論は、そうした本質的な議論を開始するうえで格好の材料となるだろう。次期『税制改正大綱』以降、より本質的な議論が展開されていくことを期待したい。

(注12) 取得税方式の場合、遺産分割が促進されるので、遺産税方式で同一の税率を設定した場合と比べてトータルの税額は少なくなる。ただし、取得税方式と遺産税方式を同一の税率のもとで比較することがそもそも意味をもたない。

【補論1】わが国の年間相続資産額の推計

わが国では、毎年どのくらいの規模の相続資産が発生しているのだろうか。相続資産の規模は、相続税を巡る議論、とりわけ税率の適正水準をはかる、あるいは税率変更による税収の影響を見積もるうえで不可欠な情報である。にもかかわらず、わが国の統計のなかにそれを示すデータは存在せず、被相続人がどの程度の財産を残すのか、相続人がどの程度の財産を相続するのかといった基礎的なデータもない。国税庁に相続税に関する税務統計はあるものの、それも納税を申告したごく一握りの人のデータが捕捉されているに過ぎない。

そのため、相続資産の規模については推計に拠ることになり、実際、すでに各調査・研究機関が推計を行っている(図表5)。もっとも、その推計値をみると、38.5兆円から85兆円までかなり幅がある。加えて、同じ相続資産でも、流動性の高い金融資産と、相対的に流動性に劣る固定資産とでは、相続税の課税ベースとしての適性が異なるはずだが、これらの試算ではそうした内訳までは示されていない。そこで、そうした点にも留意しつつ、年間の相続資産額の推計を行った。

推計のアウトライン

推計の基本的な考え方は、「相続資産＝一人当たり保有資産額×死亡者数」であり、これを年齢階級別に行ったうえで、集計する。

このとき、年齢階級別の死亡者数については実績値が公表されているものの、年齢階級別の一人当たり保有資産額に関する統計はそもそも存在しない。そこで、年齢階級別一人当たり保有資産額については、一般に、独自のアンケート調査によるか、既存の公表統計から推計するかのいずれかの方法に拠ることとなる。相続資産規模の推計値が調査機関によってバラツキが生じるのも(図表5)、一人当たり保有資産規模の差に起因するものと考えられる。仮に、独自アンケート調査のサンプルが相対的な高所得層に偏っていた場合、相続資産規模は高めに推計される可能性がある。

ここでは、第三者による検証を容易にし、かつ、サンプルの偏りを極力少なくするため、公表統計をもとに一人当たり保有資産額を推計する手法をとった。主に用いた統計は、総務省「全国消費実態調査報告」、内閣府「国民経済計算報告」である。「全国消費実態調査報告」は、家計へのアンケート結果をもとに作成されており、独自のアンケート調査と比べて、サンプル数が多いため偏りが少ない(注13)。

(図表5) わが国における各調査機関による相続資産額の推計値

調査機関	相続資産規模 (兆円)	具体的推計方法	推計年
野村総合研究所	85	N.A.	2007
野村資本市場研究所	50	N.A.	2008
フィデリティ退職・投資教育研究所	38.5/51.6	開示	2009

(資料) 各調査機関のレポート、論文をもとに日本総合研究所作成

(注1) それぞれの調査機関の推計値は、以下のレポート、論文より抜粋。

野村総合研究所：「2007年の富裕層・超富裕層マーケットは90.3万世帯、254兆円、相続マーケットは2015年に102兆円に拡大」、2008年10月

野村資本市場研究所：宮元佐知子「近年のわが国の相続動向とその示唆」、野村資本市場クォーターリー、2010年夏号

フィデリティ退職・投資教育研究所：「日本の相続と投資の実態」、2012年3月

(注2) フィデリティ退職・投資教育研究所の推計方法の概要は、以下の通り。

38.5兆円：国税庁統計をもとに、被相続人一人に対し平均的に何人の配偶者・親子相続人がいるかを求める。それに死亡者総数を乗じることで、配偶者・親子相続人の総数を推計する。その人数と、独自アンケートから算出した配偶者間・親子間の1人当たり相続額（中央値）をそれぞれ乗じる。

51.6兆円：SNA統計の家計部門の保有資産のうち、金融資産が占める割合を求める。それをもとに、家計調査の70歳以上1世帯当たり貯蓄額から1世帯当たりの保有資産総額を逆算。そのデータに国税庁統計で捕捉できない被相続人数（110万人）を乗じ、さらに、国税庁統計で捕捉できる相続額（11兆円）を足し合わせる。

ただし、アンケートゆえに、例えば、回答者自身が過去に取得した資産を時価に的確に置き直せていない、または、すべての資産を把握しきれていない、といった可能性があり、それらを集計した場合にマクロの統計と比べて過小な結果になるとの指摘がなされている。それを補正するために「国民経済計算報告」を用いた（注14）。

推計結果

推計の結果、年間の相続資産額の規模は、平均的に見積もったケースで約37兆円、最大に見積もったケースで約62.9兆円となった（図表6）。推計のアプローチが異なるため単純には比較できないものの、85兆円という他の調査機関による推計もあるなかで、低めの値となっている。

平均ケースと最大ケースの差は、世帯内の資産を保有しているのが世帯主だけか否か、死亡者が世帯

(図表6) わが国における相続資産額の推計値（年齢階級別）

年齢階級	一人当たり 保有資産額（万円）		死亡者数 （万人） (b)	相続資産額 （兆円） (c) = (a) × (b)	
	(a)	(b)		(c)	(d)
20～29	445	(612)	0.6	0.0	(0.0)
30～39	1,010	(1,870)	1.2	0.1	(0.2)
40～49	1,277	(3,018)	2.5	0.3	(0.7)
50～59	1,465	(4,180)	6.1	0.9	(2.6)
60～69	2,540	(5,429)	14.9	4.3	(8.1)
70～	3,354	(5,466)	93.7	31.4	(51.2)
	(平均) 1,470	(4,029)	(合計) 119.1	(総額) 37.0	(62.9)

(資料) 総務省「全国消費実態調査報告」、内閣府「国民経済計算年報」、厚生労働省「人口動態調査」、日本銀行「資金循環統計」をもとに日本総合研究所作成

(注1) () 内は、最大ケース。具体的には、世帯主が世帯の全資産を保有している、またその状況で全ての死亡者が世帯主だった場合。

(注2) 推計方法の概要は以下の通り。なお、具体的な推計方法については、【補論】を参照のこと。

①「全国消費実態調査報告」の世帯当たり資産額データに世帯数を乗じ、家計全体が保有する資産種類別資産額を求める。

②上記データと国民経済計算（SNA）の家計部門保有資産とを比較し、全国消費実態調査をSNAと整合的になるよう調整する。

③ステップ②で求めたデータを世帯人員で割り、年齢階級別の一人当たり保有資産額を算出する。

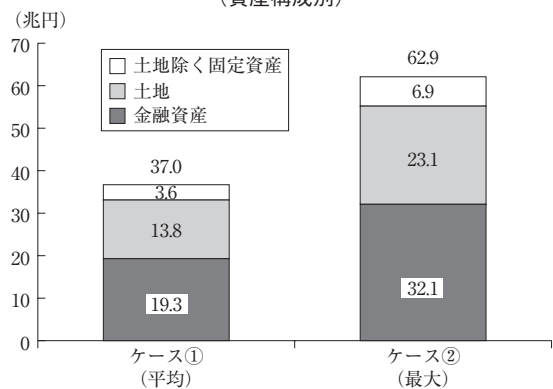
④ステップ③で求めたデータに年齢階級別死亡者数を乗じ、足し合わせる。

主か否か、についての想定の違いに起因する。「全国消費実態調査報告」における保有資産額のデータは、世帯ベースである。平均ケースでは、世帯人員それぞれが均等に資産を保有していると仮定しており、死亡者については世帯主か否かを区別していない。他方、最大ケースでは、世帯主が資産を全額保有しており、かつ死亡者がすべて世帯主であるという、極端な仮定をおいた。

一人当たり保有資産額を年齢階級別にみると、当然のことながら、年齢階級が上がるにつれ大きくなり、60～69歳では、平均ケースで2,540万円、最大ケースで5,429万円となった。70歳以上では、平均ケースで3,350万円、最大ケースで5,466万円となった。

さらに、資産の内訳についてみると、平均ケースでは、相続資産規模37兆円のうち、金融資産が19.3兆円と52.0%のシェアを占め、続いて土地が13.8兆円で37.2%、土地を除く固定資産が3.6兆円で9.6%となった。最大ケースでは、全体の62.9兆円のうち、金融資産が32.1兆円で51.0%、土地が23.1兆円で36.7%、土地を除く固定資産が6.9兆円で11.0%となった（図表7）。

（図表7）わが国における相続資産額の推計値
（資産構成別）



（資料）総務省「全国消費実態調査報告」、内閣府「国民経済計算年報」、厚生労働省「人口動態調査」、日本銀行「資金循環統計」をもとに日本総合研究所作成

ドイツにおける相続資産額の推計

この推計が妥当かどうかを検証する一つの手掛かりとして、ドイツにおける相続資産額の推計を紹介する。ドイツでは、わが国と同様、相続資産規模に関する統計データが存在しないため、研究者による推計が行われている（図表8）。そのうち、直近2年間の論文に限れば、相続資産額の推計値は1,400億～3,000億ユーロの範囲で比較的まとまっている。Schinke [2012] では、相続、および贈与を通して年間に移転される資産規模（2009年）を2,200億ユーロと推計しており、そのうち相続によるものが約3分の2、すなわち約1,400億ユーロを占めるとしている。他方、Sieweck [2011] では、2011～2025年の相続資産総額を約4.6兆ユーロ（年間当たり平均3,000億ユーロ）と推計している。

ドイツの推計値1,400～3,000億ユーロとわが国の今回の推計値37兆円とを比べてみよう。それぞれを名目GDP比で表すと、ドイツが5.6～12%、わが国が7.7%となる（注15）。次に、家計部門の保有資産額比では、ドイツが1.3～2.9%、わが国が1.4%となる（注16）。これらの数字を見比べると、わが国の約37兆円という数字は、ドイツの推計値とそれなりに整合性がとれているといえる。

（図表8）ドイツにおける相続資産額の推計値

研究論文	相続資産規模			参照年
	(億ユーロ)	円換算 (兆円)		
		€1= ¥100	€1= ¥120	
Schupp (2004)	375	3.75	4.5	1999-2001
Schupp (2005)	120	1.2	1.4	2002
Meyer (2011)	2,330	23.3	28.0	2011
Braun et al. (2011)	2,580	25.8	31.0	2011-2020
Sieweck (2011)	3,000	30.0	36.0	2011-2025
Schinke (2012)	2,200	22.0	26.4	2009

（資料）Schinke [2012] をもとに日本総合研究所作成

（注1）Schinke (2012) は生前贈与を含む。

（注2）ユーロ円相場は、2012年平均値が102.7円。2013年1月平均値が118.5円。

考察と提言

今回の推計結果を踏まえると、次のことが言えるだろう。

第1に、相続税には一定の増税余地がある。仮に年間の相続資産規模が平均ケースの37兆円であるとすれば、直近の相続税収が約1.2兆円（平成22年）であることから計算して、相続税の実効税率は3.2%となる。この数字は、消費税率の5%を下回る。

第2に、とはいえ相続税収に過度な期待を寄せることはできない。まず、相続資産規模が37兆円だとすれば、その数値は、消費税の課税ベース（約226兆円、注17）に比べて、かなり小さい。次に、37兆円がそのまま課税ベースになるわけではない。相続税には、基礎控除制度があるためである。さらに、13.8兆円という土地の相続資産額の推計値についても、あくまで実勢価格ベースであって、実際の相続評価額はこの7～8割以下になるケースが多い（注18）。

以上を踏まえると、相続税の増税余地については、やや控えめに見積もる必要がある。とすれば、社会保障費の増加が見込まれるなかで財政を健全化するためには、給付の更なる効率化を図ると同時に、できる限り経済の活力を削がない形で、所得税、法人税、消費税などのいわゆる基幹税を中心に税収を確保していかなければならないという結論になる。

第3に、相続税に関する、より精緻な統計を整備する必要がある。現状、（世帯主の）年齢階級別、資産階級別の1世帯当たり、もしくは一人当たり保有資産などの統計データがないため、定量的な分析が進まず、それが相続税の議論が深まらない原因になっているように思われる。そうしたデータが整備されれば、基礎控除や税率を見直した際の影響を正確に見積もることが可能になるだけでなく、相続税制度そのものの見直しといった、より抜本的な改革の議論を後押しすることにもなるだろう。

（注13）「平成21年全国消費実態調査報告」のサンプル数は、二人以上の世帯が52,404世帯、単身世帯が4,402世帯である。

（注14）より詳しい推計方法については、立岡 [2012] を参照。

（注15）2010年の名目GDPは、ドイツが2.5兆ユーロ、わが国が482兆円。

（注16）2010年末の家計部門（対家計民間非営利団体を含む）の総資産は、ドイツが10.5兆ユーロ、わが国が2,683兆円。

（注17）ごく大まかに把握すると、狭義の課税ベースは、SNA（平成22年）における国内家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）＜約232兆円＞から、非課税の財・サービスが大宗を占めるとみられる保健・医療、教育への支出＜約18兆円＞を差し引いたうえで、民間住宅投資＜約13兆円＞を加えた額＜約226兆円＞とみなすことができる。消費税は、家計以外にも、家計に非課税の財・サービスを提供する企業や政府なども中間投入にかかる消費税を負担していると考えられるため、正確な課税ベースを算定することは困難である。

（注18）今回推計で用いた総務省「全国消費実態調査報告」、内閣府「国民経済計算報告」は、土地について実勢価格に近い公示価格ベースで評価しているのに対して、実際の相続評価額は、路線価あるいは固定資産税評価額（それぞれ公示価格の80%、70%とされる）ベースで評価している。さらに、「小規模宅地等の特例」という制度があり、事業用地や居住用地を相続した際、一定の要件を満たせば、課税対象額に算入すべき評価額を50%もしくは80%減額することができる。これを勘案すれば、相続税の増税余地はより慎重に見積もらなければならない。

【補論2】諸外国の動向

相続税は世界的に廃止・縮減される潮流にあるとされる。例えば、Bertocchi [2011] は、“The vanishing bequest tax” と題する論文のなかで「OECD諸国における相続税、および贈与税の税収は、少なくとも70年間、低下傾向にある。」と指摘した。

事実、先進国のなかで相続税を廃止する国は増えてきている。70年代にカナダ、オーストラリア、90

年代にニュージーランドが廃止し、2000年代に入ってからスウェーデン、ポルトガル、オーストリアが廃止した。2010年にはアメリカも一時廃止した。

相続税が廃止・縮減された理由に関して各国の事情を幅広く研究した論文はないと思われるが、これまでに指摘されている主要な点を整理した（図表9）。

（図表9）相続税廃止・縮減の主な背景

- ◆国民の意識・関心
 - ・所得水準の向上とともに、国民の関心が「再分配」から「経済成長」にシフトした
 - ・相続への期待が大きい。相続税を将来納めることになると思いついでいる人が多い
- ◆政治的・国際的要因
 - ・所得税や消費税が税収の柱となり、相続税の税収としての意義が薄れた
 - ・農家や中小企業、富裕層などの政治的圧力が強い
 - ・グローバル化に伴う国家間の税率引き下げ競争
- ◆相続税制の問題
 - ・金融資産の増加やグローバル化を背景に、租税回避やタックスプランニングの余地が拡大する一方、税務執行コストは増加
 - ・課税ベースが国、地方で重複していたにもかかわらず、課税システムが統一されていなかった
 - ・資産価格上昇により控除額が浸食され、中間層にも税負担が及んだ
- ◆相続税の経済的インパクト
 - ・貯蓄、労働供給、世代間格差への影響に関して、理論・実証的分析を行うのが難しい
 - ・中小企業の事業承継に関しては、相続税がその障害となり得る

（資料）Banting [1991], Daunton [2002], Duff [2005], Graetz&Shapiro [2005], Jappelli et al. [2011], Mirrlees et al. [2011], Schinke [2012] などをもとに日本総合研究所作成

第1に、国民所得の向上による国民意識の変化である。これは、工業化で国民所得が底上げされ中間層の厚みが増した結果、国民の関心が再分配から経済成長によりシフトしたということである。理論的には、経済発展や工業化に伴って勤労収入が所得の中心を占めるようになると、富の不平等が縮小し、富の再分配機能をもつ相続税、および贈与税の税収も減少することが示されている（Bertocchi [2011]）。また、Daunton [2002] では、イギリスでは70年代頃になると、中位投票者が所得税を払うようになったために再分配的政策が支持を集めにくくなり、税制についてもそれが経済成長やインセンティブを阻害しないかどうかには注意が向けられるようになったと述べられている。

第2に、相続税に関する理論・実証分析の難しさである。まず、これには遺産動機の特定が難しいという問題が絡む。財産を残す動機としては、偶発的遺産、利他的遺産動機、贈与の喜び、および戦略的遺産動機の四つがあるとされるが（注19）、これまでの研究では、そのうちのどれが最も重要な動機なのか特定できておらず、複数の動機が併存するとされる（Mirrles et al. [2011]、国枝 [2002]）。これが現実に即した理論モデルが構築されるうえでのハードルになっている。次に、統計データや定量的情報の不足という問題がある。これは、相続や相続税の分析に必要な遺産額や相続資産額といったデータの捕捉がそもそも難しいということに起因しており、国ごとに課税方式、税率構造、資産価値の評価方法といった制度上の違いが大きいことと並んで、実証分析を行ううえでの妨げとなっている（Jappelli et al. [2011]）。こうしたことから、相続税に関する分析においては学術的なコンセンサスが十分に得られておらず、したがって、相続税をその経済的役割という側面から積極的に支持することには限界があるといえる。

第3に、中小企業の事業承継への影響である。相続税の分析における学術的コンセンサスが乏しいな

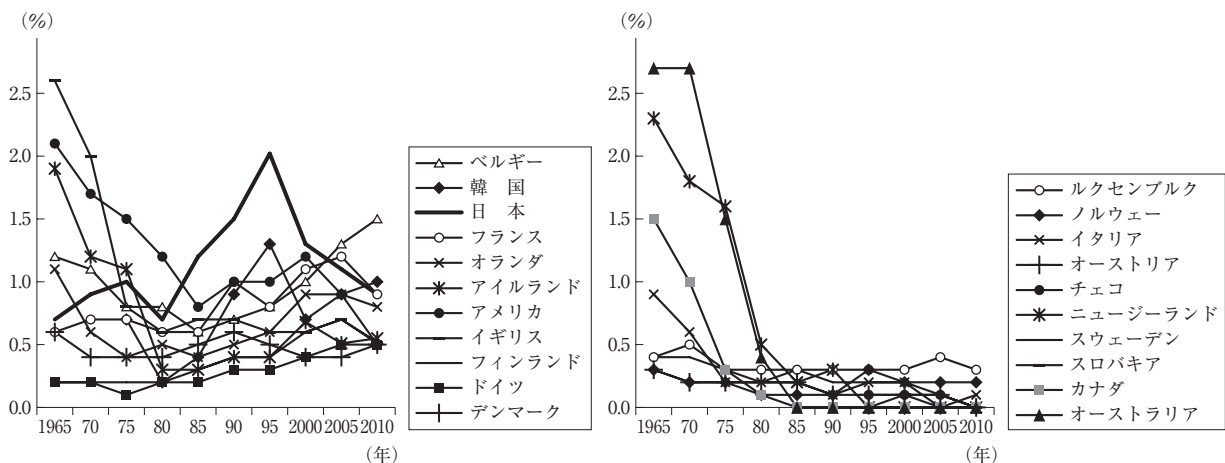
かにおいて、中小企業の事業承継への影響に関しては、次のような認識が共有されているように思われる。すなわち、事業用資産にかかる相続税や贈与税の負担は一般的に重くなる傾向があるため、事業承継が阻害される恐れがあり、それゆえに事業承継に対しては一定の配慮が必要であるというものである。例えば、欧州委員会は1994年に、毎年数千にも及ぶ中小企業が、事業承継に際し困難に直面したために清算を余儀なくされているとしたうえで、その大きな問題の一つが相続税・贈与税であり、欧州企業は海外の競争相手に対して不利な状況に置かれていると指摘した（注20）。欧州委員会はその対応策として事業用資産にかかる相続税や贈与税の負担軽減や延納・分納制度の導入などを提示した。これをきっかけにEU加盟国の間でそのような措置が普及、拡大することとなり、わが国でも、こうした諸外国の取り組みを受けて、2008年に中小企業経営承継円滑化法が制定された。

なお、欧州委員会は2011年にも、相続税と贈与税についての勧告をおこなった。これは、国際的な「二重課税」の問題に関するもので、加盟国間で課税対象となる資産の定義が異なるため、同一の資産に複数の国の相続税が課せられる可能性があるという問題である。欧州委員会は、これが加盟国間の人の自由な移動や活動を妨げ、さらには中小企業の事業承継の障害にもなっていると指摘したうえで、課税対象が重複した場合に一定の基準に従って税控除を認めるよう加盟国に求めた（注21）。

以上、相続税の廃止・縮減の主要な背景を整理したが、廃止・縮減の傾向が必ずしもすべての国に当てはまるわけではない。図表10は、OECDの主要21カ国における税収に占める相続税収、および贈与税収のシェアを示している。確かに80年代にかけては、イギリス、アメリカ、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの国々で相続・贈与税の税収シェアが著しく低下している。ところが、90年代以降、そのような傾向は読み取れない。ベルギー、ドイツなどでは、むしろシェアが上昇傾向にある（注22）。

さらに、足元では相続税の課税強化に舵をきる国もある（図表11）。アメリカ、イギリス、フィンランド、フランス、アイスランドでは、税率を引き上げたり、控除を引き下げたり、あるいは控除額の水準などを物価と連動させる措置を凍結・廃止したりする動きが見受けられる。これらの直接的な誘因は、

（図表10） 税収に占める相続・贈与税収のシェアの推移（OECD主要21カ国）



（資料） OECD Revenue Statistics

(図表11) 先進諸国における最近の相続税制の動向 (注1)

	国	相続税の有無	税率	最近の主な動き (注2)
遺産税方式	イギリス	○	40%	2007 生存する配偶者が死亡配偶者の使い残した控除額を使用できる措置の導入 2010 非課税枠の物価連動凍結
	アメリカ	○	18~40% (12段階の累進税率)	2001 ブッシュ減税法案可決 (2002~2009年にかけて非課税枠拡大、最高税率減。2010年廃止) 2010 遺産税の一時廃止 2011 遺産税の復活 2013 最高税率の引き上げ、生存する配偶者が死亡配偶者の使い残した控除額を使用できる措置の恒久化
	オーストラリア	×		1979 廃止 1985 死亡時譲渡所得課税の導入
	カナダ	×		1972 廃止 1972 死亡時譲渡所得課税の導入
	ニュージーランド	×		1999 廃止 (92年から税率はゼロ)
取得税方式	デンマーク (注3)	○	<配偶者>0%、<近親者>15%、<その他>36.25%	1995 取得税方式から遺産税・取得税の折衷的方式に変更
	フィンランド	○	<配偶者、直系、配偶者の直系等>7~16% (4段階の累進税率) <その他>20~32% (3段階の累進税率)	2008 控除の大幅引き上げ、カテゴリⅢの削減、事業承継の特例拡大 2009 税率の引き下げ (カテゴリⅠ) 2012 最高税率区分の追加 (カテゴリⅠ)
	フランス	○	<直系>5~45% (7段階の累進税率) <兄弟>35~45% (2段階の累進税率) <4親等内親族>55% <その他>60%	2006 生前贈与の累積期間見直し (10年→6年) 2007 配偶者などに対する課税を免除、控除の引き上げ (直系、兄弟) 2012 税率の引き上げ (直系、配偶者)、生前贈与の累積期間見直し (6年→10年)、控除の引き下げ (直系)、生前贈与の累積期間見直し (10年→15年) 2013 控除額や税率などの物価連動廃止 (予定)
	ドイツ	○	<配偶者、子、親、孫>7~30% (7段階の累進税率) <兄弟、甥・姪、義理の子・父母等>15~43% (同上) <その他>30~50% (2段階の累進税率)	2009 控除の引き上げ、税率適用金額の引き上げ、税率の引き上げ (カテゴリⅡ、Ⅲ)、事業承継の特例拡大 2010 税率引き下げ (カテゴリⅡ)
	ギリシャ	○	【不動産のケース】 <配偶者、子、親、孫>1~10% (3段階の累進税率) <兄弟、その他近親者等>5~20% (同上) <その他>20~40% (同上)	2006 控除の引き上げ (カテゴリⅠ) 2008 控除の引き上げ、不動産・株式などを中心に税率の大幅引き下げ 2010 【不動産】控除の引き上げ、単一税率から累進税率に変更 (カテゴリⅠ、Ⅱ) 【現金】控除の廃止 (カテゴリⅠ、Ⅱ)、税率の引き上げ (カテゴリⅡ)
	アイスランド	○	10%	2004 累進税率から単一税率に変更、控除の引き上げ 2011 税率の引き上げ、控除の引き上げ
	アイルランド	○	30%	2008 税率の引き上げ 2009 税率の引き上げ、控除の引き下げ 2010 控除の引き下げ 2011 税率の引き上げ、控除額物価連動廃止
	イタリア	○	<配偶者、直系>4% <兄弟、その他親族>6% <その他>8%	2001 相続税の廃止 (遺産税と取得税の折衷的方式) 2006 相続税の再導入 (取得税方式) (カテゴリごと単一税率) 2007 「兄弟」を「配偶者、直系」カテゴリから分離し、「その他親族」の税率を適用
	日本 (注3)	○	10~55% (8段階の累進税率) (注4)	2003 最高税率の引き下げ、相続時精算課税制度の創設 2008 中小企業経営承継円滑化法、事業承継時納税猶予制度の導入 2013 最高税率などの引き上げ、基礎控除の引き下げ、事業承継時納税猶予制度の要件緩和 (ともに15年から適用)
	オランダ	○	<配偶者、子>10~20% (2段階の累進税率) <孫>18~36% (同上) <その他>30~40% (同上)	2010 控除の引き上げ、税率区分の削減、最低税率の引き上げ、最高税率の引き下げ、事業承継の特例拡大
	ノルウェー	○	<子>6~10% (2段階の累進税率) <その他>8~15% (同上)	2006 事業承継の特例導入 2009 控除の引き上げ、税率の引き下げ
	スペイン (注5)	○	7.65~81.6% (注6)	特になし
	オーストリア	×		2008 廃止
	ポルトガル	×		2004 廃止
スウェーデン	×		2004 廃止	

(資料) IBFD、Ernst & Young『International Estate and Inheritance Tax Guide 2012』、各国の財務当局および欧州委員会のウェブサイトなどをもとに日本総合研究所作成

(注1) 作成日は、2012年末。ただし、アメリカ、日本に関しては、2013年1月末。

(注2) この欄における「カテゴリ」とは、被相続人との親疎に応じた区分であり、カテゴリⅠが配偶者や子など最も近い続柄を含むカテゴリ。ただし、カテゴリは国ごとに異なるので、それぞれの税率欄を参照のこと。

(注3) デンマークと日本については、便宜上、取得税方式に分類した。日本は、税制改正大綱の内容を反映させた。

(注4) 遺産を法定相続分に従って分割したという仮定のもとで、法定相続分に適用される税率。また、相続人が被相続人の配偶者、父母、子以外の場合、控除差し引き前の相続税額に2割が加算される。

(注5) 自治州が税率や控除額などを一定の範囲内で設定する権限を持つ。

(注6) 税率は、相続額、被相続人との親疎、相続人の従前保有資産額の三つの要因から決定される。まず、相続額に応じてベースとなる税率 (7.65~34%、16段階の累進税率) が決まる。次に、その税率に被相続人との親疎 (3区分) や相続人の従前保有資産額 (4区分) に応じた乗数 (1.0~2.4) を掛け合わせて算出される。

リーマンショック以降、こうした国々で経済が悪化し、財政的にも苦しい状況に置かれていることにある。もっとも、近年、富の不平等が拡大していると指摘されており、これまで廃止・縮減傾向が続いてきた相続税の潮目が少し変わってきたとみることも可能である。

(注19) 詳しくは、国枝 [2002] を参照。

(注20) Commission Recommendation of 7 December 1994 on the transfer of small and medium-sized enterprisesを参照。

(注21) Commission Recommendation of 15 December 2011 regarding relief for double taxation of inheritancesを参照。なお、欧州委員会は、こうした二重課税の問題とも絡み、一部の国が海外居住者に国内居住者よりも高い相続税率を課していることなどを問題視しており、これまでにドイツ、スペインなどに対してその是正を図るよう求めた。

(注22) 税収シェアには、税制改正のほか、高齢化などの人口動態の変化、保有資産価値の変動などの要因も影響する。

(2013. 2. 18)

参考文献

- [1] Banting, K. G. [1991]. “The politics of wealth taxes”, *Canadian Public Policy* vol.17.
- [2] Beckert, J. [2007]. “The longue Duree of Inheritance Law: Discourses and Institutional Development in France, Germany, and the United States since 1800”, *Archives of European Sociology*.
- [3] Beckert, J. [2008]. *Inherited Wealth*, Princeton University Press.
- [4] Bertocchi, G. [2011]. “The vanishing bequest tax: The comparative evolution of bequest taxation in historical perspective”, *Economics&Politics* 23.
- [5] Copenhagen Economics [2011]. “Study on inheritance taxes in EU member states and possible mechanisms to resolve problems of double inheritance taxation in the EU”.
- [6] Daunton, M. [2002]. *Just Taxes: The politics of taxation in Britain, 1914-1979*, Cambridge University Press.
- [7] Duff, D. G. [2005]. “The Abolition of wealth transfer taxes: Lessons from Canada, Australia, and New Zealand”, *Pittsburgh tax review* 71.
- [8] Gale, W., Hines, J. and Slemrod, J. [2001]. *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings.
- [9] Graetz, M. J. and Shapiro, I. [2005]. *Death by a thousand cuts: The fight over taxing inherited wealth*, Princeton University Press.
- [10] Jappelli, T. et al. [2011]. “Transfer taxes and inequality”, *GINI Discussion Paper* 21.
- [11] Klev, V. [2012]. *The taxation of Capitalistic Bequests*, Gabler Research.
- [12] McMurray, O. K. [1919]. “Liberty of testation and some modern limitations thereon”, *Illinois Law Review* 14.
- [13] Mirrlees, J. et al. [2011]. “Taxes on Wealth Transfers”, *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- [14] Schinke, C. [2012]. “Inheritance in Germany 1911 to 2009: A mortality multiplier approach”.

SOEP Papers.

- [15] Vijfeijken, I. V. [2006]. “Contours of a modern inheritance and gift tax”, *Intertax vol.34*.
- [16] 一高龍司 [2004]. 「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」日税研論集第56号『世界における相続税法の現状』
- [17] 伊藤昌司 [1984]. 「相続の根拠」星野英一他編『民法講座7』有斐閣
- [18] 大隅勝昭 [2010]. 「相続税の本質と課税方式に関する一考察」『九州国際大学大学院法政論集』
- [19] 大武健一 [2006]. 「少子高齢社会の家族と相続税のあり方」東京財団NEWS
- [20] 海外住宅・不動産税制研究会編 [2010]. 『相続・贈与税制再編の新たな潮流』財団法人日本住宅総合センター
- [21] 金子宏 [2012]. 『租税法 第十七版』弘文堂
- [22] 川端康之 [2004]. 「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」日税研論集第56号『世界における相続税法の現状』
- [23] 菊地紀之 [2005]. 「相続税100年の軌跡」『税大ジャーナル』
- [24] 金完石 [2006]. 「相続税課税類型の転換に関する研究」『立命館法学』
- [25] 国枝繁樹 [2002]. 「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号
- [26] 国枝繁樹 [2006]. 「相続税と経済格差」貝塚啓明・財務総研編『経済格差の研究』中央経済社
- [27] 来栖三郎 [1976]. 「相続税と相続制度」雄川一郎編集代表『公法の理論：田中二郎先生古希記念(中)』有斐閣
- [28] 月刊「税理」編集部編 [2009]. 「民主党政権で税制はこう変わる！」ぎょうせい
- [29] 柴由花 [2006]. 「スウェーデン相続税および贈与税法の廃止」『土地総合研究』14巻2号
- [30] 渋谷雅弘 [2002]. 「相続税制の動向—アメリカとドイツ」『税研』3月号
- [31] 渋谷雅弘 [2008]. 「相続税の本質と課税方式」『税研』5月号
- [32] 菅原勝伴 [1956]. 「Use受益権とその史的性格（一）」『北海道大学法学会論集』
- [33] 菅原勝伴 [1956]. 「Use受益権とその史的性格（二）」『北海道大学法学会論集』
- [34] 首藤重幸 [2004]. 「補章—イタリアにおける相続税の廃止」日税研論集第56号『世界における相続税法の現状』
- [35] 高野幸大 [2004]. 「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第56号『世界における相続税法の現状』
- [36] 高野幸大 [2011]. 「遺産税方式の問題点に係る若干の考察—アメリカの連邦遺産税制度を素材として—」『日税研論集』61号
- [37] 立岡健二郎 [2012]. 「相続資産額の規模は年間約37兆円」政策観測No.51
- [38] 田中英夫 [1980]. 『英米法総論 上』東京大学出版会
- [39] 野口悠紀雄 [2002]. 「相続税の果たすべき役割」『税研』3月号
- [40] 三木義一 [1995]. 「相続税の基本原理の法的再検討」『租税法研究』第23号
- [41] 三木義一 [2002]. 「相続・贈与税改革の論点」『税研』3月号
- [42] 三木義一 [2012]. 『日本の税金』岩波新書

-
- [43] 水野忠恒 [2008]. 「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研』 5月号
- [44] 水野忠恒 [2011]. 「相続税の意義と根拠」『日税研論集』 61号
- [45] 宮崎孝治郎 [1951]. 「英国家族相継産制度の沿革とその社会的・経済的背景」『北海道大学法学会論集』
- [46] 宮脇義男 [2008]. 「相続税の課税方式に関する一考察」『税務大学校論叢』 57号
- [47] 森信茂樹 [2010]. 『日本の税制』 岩波書店
- [48] 吉村典久 [2011]. 「ドイツにおける相続税の歴史—外国の遺産取得税（ドイツ）—」『日税研論集』 61号
- [49] 渡辺裕泰 [2012] 「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』 5月号